

地方の道路整備に関する意見書

道路は、日常生活や経済・社会活動を支える最も基本的な社会資本であり、本県の新しい飛躍と県土の均衡ある発展を図り、豊かで安心できる地域社会をつくるためには、道路ネットワークの構築がより一層重要となる。

本来の機能が十分に発揮される高規格幹線道路の整備（新東名高速道路）は、今後も着実かつ早期の整備が必要であり、直轄国道（国道一号藤枝バイパス）については、4車線化が求められている。

依然県内各地で慢性的な渋滞が発生する要因となっている県道については、急カーブ等交通危険箇所、幅員狭小箇所、右折レーンがない信号設置交差点等の改善を要する箇所、歩道のない通学路など、これらの早期解消、整備が県民から強く望まれているところです。更に建設後50年経過となる橋梁整備や道路法面対策が必要であることなど、安全・安心な道路管理を行うための維持修繕費の増大が見込まれる。

安定的かつ確実な道路整備のための財源を確保され、地方が「真に必要な道路」の整備を計画的に行うことができるよう、地方公共団体への道路財源の配分割合を高めるなど、地方における道路整備財源の充実強化に努められたい。

更に国直轄事業費については、本来、事業主体である国が負担すべきであり、地方負担の軽減を図り、有料道路の料金割引等により、既存高速ネットワークの効率的活用・機能強化を図られたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月23日
静岡県藤枝市議会
議長 渡辺 恭 男

衆議院議長	横	路	孝	弘	殿	
参議院議長	平	田	健	二	殿	
内閣総理大臣	野	田	佳	彦	殿	
国土交通大臣	羽	田	雄	一	郎	殿
内閣官房長官	藤	村		修	殿	